

鳥取県告示第531号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成24年9月13日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年7月24日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

1 申請のあった年月日

平成24年7月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人就労支援センター和貴の郷

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

河村 仁志

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市河原町長瀬61-11

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障害者福祉サービス事業を中心に、障害者の職業能力の開発と習得、一般就労の促進と雇用機会の拡充の支援及び社会参画に関する事業を行い、障害者の自立と社会活動の活性化に寄与することを目的とする。

6 定款の変更事項

(1) 総会の権能

(2) 事業計画及び予算

(3) 事業報告及び決算

(4) 定款の変更